

議会改革推進ワーキンググループでの協議を踏まえた議会運営委員会での協議結果等

① 議会改革について

議会改革については、令和6年6月5日の議運において、議長から、前任期に引き続き、議会改革を議運の具体的な検討課題として協議・検討していただきたい旨の提起がなされ、議運の検討課題とすることを確認したものである。

それを受け、同年6月12日の議運において、議会改革については議運で協議・検討の上決定することとし、議運で協議するための素案等は議長が設置する任意組織「議会改革推進ワーキンググループ（WG）」において作成すること、WGに広報広聴、ICT推進、議会運営の3つのグループを置くこととし、各グループは参加を希望する議員並びに事務局職員をもって構成すること、グループの協議事項は議長から要請のあった事項及びグループで協議することを確認した事項とすること、グループにおける協議の進捗状況については議長が議運に適宜報告することなど協議のあり方について確認した。

また、同年6月25日の議運では、議長から、広報広聴、ICT推進、議会運営の各グループのメンバーや今後の進め方等について報告がなされた。

議運においては、各グループの協議結果等の報告を踏まえ、随時、協議を行っており、その結果については③に記載のとおりである。

なお、前任期においても、議会改革推進WGを設置しており、WGの協議を踏まえた議会運営委員会での協議結果については、【参考】（P4）に記載のとおりである。

② 議会改革推進WGについて

ア. 概要

区 分	内 容
設置目的	議会機能の充実・強化を図るため、議会改革の推進について協議・検討の上、議運で協議するための素案等を作成し、議長に報告する。
構 成	・WGに「広報広聴」「ICT推進」「議会運営」の3つのグループを置く。 ・各グループは、参加を希望する議員（メンバー）並びに事務局職員をもって構成する。 ・議員はいずれか一つのグループに参加することができる。 ・グループに、互選により長を置く。
メ ン バ ー 以外の出席	・グループの長は必要があると認めるときは、メンバー以外の者に参加を求め、意見を聞くことができる。
任 期	・メンバーの任期は、原則として議員の任期とする。

イメージ図	
協議事項	・議長から要請のあった事項 ・グループにおいて協議することを確認した事項
そ の 他	・グループにおける協議に当たっては、あらかじめ協議期間を設定するなど、スピード感を重視した運営に努めるものとする。 ・協議経過・結果等については、グループの長が議長に随時報告する。 ・議長は、グループにおける協議の進捗状況について、議運に適宜報告する。 ・その他運営に関し必要な事項は、グループにおいて協議・決定する。 ・原則非公開とする。ただし、議員の傍聴は認める。

③ 議会改革推進ワーキンググループでの協議を踏まえた議会運営委員会での協議結果

ア. 広報広聴

i. 市議会独自のSNSを活用した市議会の情報発信（※実施済）

- ・令和6年8月28日の議運において、議長から、「グループにおいて、市公式Xに加え市議会独自のフェイスブック及びインスタグラムを活用し、会期日程や発言通告一覧表、質疑を行う議員の顔写真・氏名等に加え、市議会だより発行や行政視察等の情報発信を行うことで意見がまとまった」との報告があり、フェイスブック等で情報発信を行うことを確認し、令和6年第3回定例会から実施した。

イ. 議会運営

i. 政務活動費（事務補助員に係る経費）の取扱いの見直し（※実施済）

- ・令和6年10月30日の議運において、議長から、「政務活動費（事務補助員に係る経費）の取扱いについて、見直しの具体的な方向性がまとまった」との報告があり、補助加算額の算出基準（算出基礎）、補助加算額の算出基準（交付対象人数）及び補助加算額の月額上限の見直しについて確認した。
- ・7年2月18日の議運において、政務活動費の交付に関する条例及び同条例第3条第1項に定める交付額のうち市長が別に定める基準の一部改正の新旧対照表について提起がなされた。
- ・同年2月28日の議運において、政務活動費の交付に関する条例等については、新旧対照表のとおり改正することを確認し、同条例第3条第1項に定める交付額のうち市長が別に定める基準については、同年4月1日から施行することを決

定した。

- ・ 同年 3 月 18 日の議運において、政務活動費の交付に関する条例の一部改正議案の取扱いについて協議し、議運所属議員全員の発議により、3 月 21 日の本会議で提出者説明及び委員会付託を省略の上、簡易表決とすることを確認した。（3 月 21 日原案可決）

【参考】

前任期における議会改革推進ワーキンググループでの協議を踏まえた議会運営委員会での協議結果（令和 2 ～ 5 年度）

ア．広報

i．市議会だよりの紙面見直し（※実施済）

- ・ 令和 2 年 9 月 25 日の議運において、議長から、「WG においては、試験的に読みやすい書体へ変更すること、また、WG における調査・検討の参考とするために市民意見を募集することで意見がまとまった」との報告があり、同年第 3 回定例会号（同年 11 月 1 日発行）について、WG の報告を踏まえ編集することを確認した。
- ・ 3 年 2 月 9 日の議運において、議長から、「WG においては、個人質疑の記事を分野ごとにまとめて掲載し、『行政運営』、『企画・財政』、『健康・福祉』などの見出しをつけること、質疑を掲載する紙面の段と段の間隔（スペース）を広げること、提出議案の解説や議会の動きなどを紹介する企画コーナーを設けること、引き続き市民からの意見を募集することで意見がまとまった旨の報告があったことから、2 年第 4 回定例会号（3 年 2 月 1 日発行）については、WG の報告を踏まえ編集した」との報告があった。
- ・ 3 年 4 月 28 日の議運において、議長から、「WG においては、紙面全体を読みやすい書体へ変更することで意見がまとまった」との報告があり、同年第 1 回定例会号（同年 5 月 1 日発行）から WG の報告を踏まえ編集することを確認した。

ii．市議会ホームページの見直し（※実施済）

- ・ 令和 4 年 3 月 18 日の議運において、議長から、「WG においては、市議会ホームページトップ画面の画像を 3 枚から 5 枚へ増やし、議会関係、季節感のあるものを掲載し、年 4 回程度更新すること及びホームページ内の議員名簿に、希望する議員についてはメールアドレスを追加することで意見がまとまった」との報告があり、WG の報告を踏まえて見直すことを確認し、同年 4 月 1 日から変更した。

iii．市公式 SNS を活用した市議会の情報発信（※実施済）

- ・ 令和 5 年 11 月 29 日の議運において、議長から、「WG において、市公式 X を活用し、会期日程や発言通告一覧表のほか、代表質疑、個人質疑の前日に、翌日に質疑を行う議員の顔写真・氏名・所属会派等を掲載し情報発信を行うことで意見がまとまった」との報告があり、市公式 X を活用した情報発信を行うことを確認し、令和 5 年第 4 回定例会から実施した。

イ. ICT推進

i. 鹿児島市議会 ICT推進基本計画の策定（※実施済）

- ・令和2年11月26日の議運において、議長から、「WGにおいては、タブレット端末の導入など議会のICT化を具体的かつ的確に推進するため、鹿児島市議会ICT推進基本計画（案）の策定に向けて引き続き協議を進めていくことで意見がまとまった」との報告がなされた。
- ・3年1月14日の議運において、議長から、「WGにおいて同基本計画（案）を策定した」との報告があり、同基本計画（案）について提起がなされ、同年2月9日の議運において、同基本計画を決定した。
- ・5年1月13日の議運において、議長から、「WGにおいては、事業進行スケジュールの変更や新たに同基本計画の検討項目に追加すべき項目（委員会室へのマイク設備等の整備）があることを踏まえ、同基本計画の見直し案がまとまった」との報告があり、同年2月7日の議運において、見直すことを確認した。

ii. タブレット端末の機種及びアプリケーションの導入（※実施済）

- ・令和3年6月22日の議運において、議長から、「WGにおいては、鹿児島市議会ICT推進計画に基づきタブレット端末の導入等について協議を進めてきたが、議員間での認識を共有するため、タブレット操作体験会を開催する」との報告があり、同体験会を2回に分けて実施することを確認し、第1回を同年7月6日及び7日に、第2回を同年7月27日及び28日に実施した。
- ・同年12月15日の議運において、議長から、「WGにおいては、体験会等を踏まえ、導入するタブレット端末の機種と2種類のアプリケーションを導入することについて意見がまとまった」との報告があり、WGの報告を踏まえ、4年度のタブレット端末等の導入に向けて具体的な業務を進めることを確認した。
- ・4年9月9日の議運において、議長から、「WGにおいては、タブレット端末機等に関する使用基準（案）がまとまった。また、今後、試験運用開始前に操作研修会を開催する予定である」との報告があり、同年9月15日の議運において、同使用基準を決定した。なお、操作研修会については、同年10月6日に実施した。

iii. タブレット端末の活用及びペーパーレス化の推進（※実施済）

- ・令和4年11月2日の議運において、副議長から、「WGにおいては、タブレット端末に搭載されているグループウェア（LINE WORKS）について、同年11月21日から試験運用を開始するとともに、ペーパーレス化に向けて対象となる資料等を引き続き検討し、順次実施することで意見がまとまった」との報告があり、同年11月21日から試験運用を開始することを確認した。
- ・5年1月13日の議運において、議長から、「WGにおいては、同年2月1日からLINE WORKSの本格運用を開始すること、また、本格運用開始前に希望者を対象としたタブレット端末操作フォロー研修を開催することで意見がまとまった」との報告があり、同年2月1日から本格運用を開始することを確認した。なお、同フォロー研修については、同年1月26日に実施した。
- ・同年4月28日の議運において、議長から、「WGにおいては、会議用システム

(more NOTE) について、同年5月中に操作研修会を行った上で、同年6月1日から試験運用を開始すること、また、同年6月1日以降、LINE WORKSで取り扱う文書等を拡充することで意見がまとまった」との報告があり、同年5月17日の議運において、同年6月1日以降のmore NOTEの試験運用及びLINE WORKSの拡充を確認し、実施した。

iv. 委員会室等マイク設備等の整備 (※実施済)

- ・令和5年8月25日の議運において、議長から、「WGにおいては、鹿児島市議会ICT推進基本計画に基づく委員会室等マイク設備等の整備について、具体的な整備内容がまとまった」との報告があり、整備案について提起がなされた。
- ・同年9月13日の議運において、整備案のとおりとすることを確認し、6年10月に整備した。

ウ. 議会運営

i. 反問の範囲の見直し (※実施済)

- ・令和2年9月25日の議運において、議長から、「WGにおいては、現行の趣旨確認に加え、実質的な反対質問として議員又は委員の考え方や根拠を問う反論まで認めることで意見がまとまった」との報告があり、申合せの改正案について提起がなされた。
- ・同年10月26日の議運において、議長提起のとおり見直すことを決定し、当局にも周知を図った上で同年第4回定例会から適用した。

ii. 会期日程の早期公開 (※実施済)

- ・令和2年11月26日の議運において、議長から、「WGにおいては、現在、招集日のおおむね6日前に決定している正式な会期日程とは別に、告示日・招集日が議会運営委員会で確認されるおおむね1か月前に会期日程案(見込み)を公開することで意見がまとまった」との報告があり、見直し案について提起がなされた。
- ・3年1月14日の議運において、議長提起のとおり見直すことを決定し、同年第1回定例会から実施した。

iii. 委員会記録のホームページ公開 (※実施済)

- ・令和3年8月26日の議運において、議長から、「WGにおいては、委員会記録をホームページで公開することで意見がまとまった」との報告があり、実施要領(案)について提起がなされた。
- ・同年9月24日の議運において、議長提起のとおり、4年度以降に開催する委員会から公開することを決定した。

iv. 代表質疑の一問一答方式導入 (※実施済)

- ・令和4年4月28日の議運において、議長から、「WGにおいては、令和4年第3回定例会から代表質疑の一問一答方式を試行する申合せ(案)がまとまった」との報告があり、同年第3回定例会から試行することを確認した。
- ・同年5月13日の議運において、申合せを決定し、当局にも周知を図った上で試行を開始した。
- ・6年2月5日の議運において、議長から、「WGにおいては、令和4年第3回定例会から行っている試行について、改選後の令和6年第3回定例会から本格実施することで意見がまとまった」との報告があり、議長から本格実施について

提起がなされた。

- ・同年２月19日の議運において、議長提起のとおり本格実施することを確認し、一問一答方式に関する申合せ及び鹿児島市議会基本条例第９条第２項に規定する反問に関する申合せの改正案並びに代表質疑における一問一答方式の試行に関する申合せの廃止について提起がなされ、同年３月15日の議運において、議長提起のとおり決定した。

v. 虚礼廃止に関する申合せの見直し（※実施済）

- ・令和４年６月22日の議運において、議長から、「WGにおいては、現在の申合せを廃止し、公職選挙法を一層遵守し虚礼廃止を推進するとともに、祝電及び弔電等の取扱いについて本市議会独自のルール（親族に係るものを除き選挙区内への発送を引き続き禁止すること）を盛り込んだ新たな申合せを制定することで意見がまとまった」との報告があり、同年８月３日の議運において、新たな申合せを決定した。

※詳細はP28の４（５）を参照

vi. 議会タブレットの議場等への持ち込み等に係る議会運営に関する申合せ事項の一部改正（※実施済）

- ・令和５年４月28日の議運において、議長から、「WGにおいては、同年６月１日からの会議用システム（moreNOTE）の試験運用開始に伴うタブレット端末の議場等への持ち込みに関すること及び傍聴者等に対し携帯電話等の電源を切ることを改めて周知することに関して、議会運営に関する申合せ事項の改正案を取りまとめた」との報告があり、申合せ事項の改正案について提起がなされ、同年５月17日の議運において改正案のとおり決定した。

vii. 発言通告書（質疑）の提出時期の見直し（※実施済）

- ・令和６年２月５日の議運において、議長から、「WGにおいては、発言通告書（質疑）について、現在、質疑等初日の２日前の午前11時を締切としているが、令和６年第２回定例会から、第１回定例会の現年度分を除き、各定例会で通常想定されている代表・個人質疑に限り、市の休日を換算せず、質疑等初日の３日前の午前11時とすることで意見がまとまった」との報告があり、提出時期の見直しについて提起がなされた。
- ・同年２月19日の議運において、議長提起のとおり見直すことを確認し、議会運営に関する申合せの改正案について提起がなされ、同年３月15日の議運において、改正案のとおり決定した。

viii. 会議用システム（moreNOTE）の本格運用（※実施済）

- ・令和６年２月５日の議運において、議長から、「WGにおいては、令和５年第２回定例会から試験運用しているmoreNOTEについて、議員改選後、初当選議員を含め、改めてタブレット操作研修会を実施した上で、令和６年第２回定例会から本格運用することで意見がまとまった」との報告があり、moreNOTEの本格運用について提起がなされた。
- ・同年２月19日の議運において、議長提起のとおり本格運用することを確認し、関係の申合せ等の改正案について提起がなされ、同年３月15日の議運において、

改正案のとおり決定した。

〈参考〉その他の取組

i. オンラインの方法による委員会の開催に伴う委員会条例等の一部改正等（※実施済）

- ・令和4年2月21日の議運において、議長から、「新型コロナウイルス感染症の収

束が見通せず、また、台風の常襲地帯や桜島を抱えるといった地理的特性などを踏まえ、委員が参集できない事態を想定して、全国市議会議長会から示された改正案を参考に委員会条例等を改正したいと考えている」との発言があり、委員会条例及び会議規則の改正案について提起がなされた。

- ・同年2月25日の議運において、議長提起のとおり改正することを確認し、委員会条例等一部改正の新旧対照表及びオンライン委員会の運営に関する申合せ（案）について提起がなされた。
- ・同年3月3日の議運において、委員会条例等については、新旧対照表のとおり改正することを確認し、申合せ（案）については、委員会条例等の一部改正の施行に合わせて施行することを決定した。
- ・同年3月18日の議運において、委員会条例等の一部改正議案の取扱いについて協議し、議運所属議員全員の発議により、3月22日の本会議で提出者説明及び委員会付託を省略の上、簡易表決とすることを確認した。
- ・同年3月22日の本会議において、委員会条例等の一部改正議案を原案どおり可決した。